

✓ 合理的配慮の提供とは何か

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過重な負担にならない範囲で、社会的なバリアを取り除くために必要な変更および調整を行うこと、とされています。

障がいのある人が障がいのない人と同じように活動することができるようにするため、個々の場面で、物理的環境や時間および場所等を調整したり、人的支援を行ったりすることで、同等の機会を提供するためのものです。

障がいの特性や配慮が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり多様で個性性の高いものです。

過重な負担とは？

合理的配慮は、事業者に「過重な負担にならない範囲」で提供することが求められます。

「過重な負担」かどうか、第三者からみてもそう言えるか、個々の事案ごとに影響の程度や事業規模・財務状況等を考慮して総合的・客観的に判断されます。

合理的配慮の具体例

- ・段差に携帯スロープを渡す
- ・筆談や読み上げ
- ・手話などによるコミュニケーション
- ・休憩時間の延長 など

✓ 事業者が心がけなければならないこと

障がいのある人からの意思の表明に対して、何ができるのかを考えることが大切です。

合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人と事業者が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」といいますが、建設的対話を通じて相互理解を深め、共に対応策を検討していくことが重要となります。

合理的配慮は一人ひとり異なりますので、何ができるのかを対話を通じて個別に見つけることがポイントです。絶対的な答えがあるわけではなく、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について検討し、対話を続けることが大切です。



✓ 大阪市の取り組み

大阪市では、各区役所、各区障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援センター（生活支援型）、人権啓発・相談センターに、障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設けています。

また、合理的配慮の提供などについての理解を深めていただくために、出前講座を実施しています。

問合せ先

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

☎ 06-6208-8075 FAX 06-6202-6962

✉ fa0025@city.osaka.lg.jp



相談窓口はこちら▶



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
「にっこりな」

障害者差別解消法では、行政機関と事業者が対象とされており、事業者ではない個人は適用の対象とはなっていませんが、障害者基本法では、第4条「差別の禁止」として、「障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と定められています。

すべての人に障がいを理由とする差別をなくしていくことが求められており、そのためには、私たち一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくことが重要です。

大阪市人権啓発・相談センターでは、 様々な啓発事業を実施しています。

人権啓発・相談センターでは、小学生や中学生の皆さんにも参加していただくことのできる啓発イベントを実施しています。来年度はお友達とお誘いあわせの上ぜひご参加ください。

とどけよう!ハート&パス

「子ども人権サッカー教室」&「スタジアム人権啓発イベント」

令和5年11月25日(土曜日)に、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会、Jリーグセレッソ大阪と連携・協力し、とどけよう!ハート&パス「こども人権サッカー教室」&「スタジアム人権啓発イベント」を開催しました。

子ども人権サッカー教室

セレッソフットサルパーク長居で開催した「こども人権サッカー教室」では、小学1年から6年生33名が参加し、まずは「子どもじんけんクイズ」に挑戦しました。人権擁護委員の皆さんとともに「人権サポーター」のことなど様々な問題に真剣に回答していました。続いて、セレッソのコーチの指導のもと練習し、サッカーを通して仲間への思いやりのこころの大切さなどについて学んでいただきました。

スタジアム人権啓発イベント

ヨドコウ桜スタジアムで行われた「セレッソ大阪VS京都サンガF.C.」の試合において、サッカー観戦に来られた皆さんに人権について考えるきっかけにいただければと、人権啓発イベントを実施しました。

当日は「いじめNO!! 啓発クリアファイル」を配布し、ピッチ上では、「みんなで人権サポーターになろう」と呼びかけた「人権サポーター宣言」や、多くの観戦者が見守る中、小学生たちと人権擁護委員ほかの皆さんが人権啓発横断幕を掲げて啓発活動を行いました。



令和5年度

人権啓発キャッチコピー入選作品

をご紹介します!

人権問題の各テーマに沿ったキャッチコピーを令和5年9月から10月にかけて募集したところ、4,880作品のご応募をいただきました。その中から入選作品の一部をご紹介します。



その他の入選作品については、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市長賞

小学生(低学年)の部

まつ お らい ま
松尾 輝馬さん

やめとこう。そのことばがいえる友だちになりたいな。

小学生(高学年)の部

かわはら だい ち
川原 大知さん

「やめときや」勇気を出してさげぼうよ

中学生の部

おおうえ り あ
大上 莉亜さん

相談しようよ あなたの心が壊れる前に。

高校生の部

ふじなか な つ み
藤中 菜津実さん

何気ない 軽い言葉の 重い意味

一般の部

ひらやま ただ し
平山 忠志さん

スマホ見る、その手でやさしく席ゆずる

人権啓発DVDを貸し出しています

大阪市人権啓発・相談センターでは、さまざまな人権問題に関するDVDの貸し出しを行っています。
職場や地域・グループ等での学習会にぜひご活用ください！
また、法務省作成の啓発動画も合わせてご活用ください。



法務省の
人権啓発動画はこちら ▶

● 子ども向けDVDもご用意しています。

中学生以下のみなさんにも人権をわかりやすく学んでいただけるよう、ドラマやアニメーションを使って親しみやすく作られた作品も用意していますので、子ども会や、研修などにもぜひご利用ください。

借りたいDVDが決まりましたら、事前に電話等で貸し出し状況を確認し、仮予約をしてください。貸出DVDのタイトル一覧や、詳しいご利用方法は、ホームページでご案内しています。

ホームページは
こちら



問合わせ

大阪市人権啓発・相談センター

住所 〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階

TEL 06-6532-7631 **FAX** 06-6532-7640 **E** Jinkenkyouzai@city.osaka.lg.jp

受付日時 月～金／9:00～17:30 土日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
「にっこりな」



料金受取人払郵便

大阪西局
承認

3269

差出有効期間
令和6年5月
31日まで
(切手不要)

5 5 0 8 7 9 0
527

大阪市西区立売堀4-10-18
阿波座センタービル1階
大阪市人権啓発・相談センター 行



キリトリ
✂

「本人通知制度」を ご存知ですか？

大阪市では、住民票の写しや戸籍全部事項証明書などの証明書が第三者に取得された事実を本人に通知することで、不正な請求を抑止し、市民の皆様の人権やプライバシーを守ることを目的として、「本人通知制度」を導入しています。

～通知を希望する方は、事前に登録を！～

「本人通知制度」のご利用には、事前にお住まい(又は本籍地)の区役所(又は区役所出張所)での登録申請が必要です。郵便や代理人(法定代理人または任意代理人)による申請もできます。

登録の翌開庁日以降の交付請求から、本人通知の対象となります。

【通知内容】

・証明書の交付年月日 ・交付した証明書の種別 ・交付した証明書の通数 ・交付申請者の種別(第三者、代理人、職務上請求)

※交付請求者の氏名や住所などについては通知されません。



詳しくは大阪市ホームページ「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について」をご覧ください。

大阪市人権啓発・相談センター

ひとりで悩んでいませんか？

大阪市にお住まいの方で、人権に関することでお悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。専門の相談員が対応します。

電子メールによる
相談もできます！

<https://jinken-net.jimdo.com/consultation/>



専門相談員による

人権相談

☎ 06-6532-7830

FAX 06-6531-0666

相談時間 月～金／9:00～21:00
日・祝／9:00～17:30

※土曜日、年末年始(12/29～1/3)は休業
※人権相談の受付は相談時間終了の30分前まで

プライバシーには十分配慮しています。
安心してご相談ください

音訳版

「KOKOROねっと」

視覚に障がいをお持ちの方々に聞いていただけるよう、音訳ボランティアグループの皆様のご協力により、音声デジター版を発行しています。音声デジター版のCDをご希望の方は大阪市人権啓発・相談センターまでご連絡ください。また、MP3形式の音声は大阪市ホームページから聞いていただくことができます。

大阪市 人権啓発・相談センター

☎ 06-6532-7631

(平日9:00～17:30)

FAX 06-6532-7640

ca0016@city.osaka.lg.jp

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000081942.html>

大阪市人権啓発・相談センター

LINE

大阪市の人権に関する取り組みや人権問題の今日的なテーマやツイズなどを週1回配信しています！

@osaka7830

検索



友だち追加 ID・QRコード▶



ウェブサイトからも下記アンケートにお答えいただくことができます。専用フォームに入力するだけで簡単に応募できます。



「KOKOROねっと」

バックナンバーのお知らせ

「KOKOROねっと」
バックナンバー

これまで発行した「KOKOROねっと」のバックナンバーについて、大阪市ホームページに掲載しています。過去に特集した記事などで、ご参考になるものがあるかもしれませんので、ぜひご覧ください。



<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000234332.html>

大阪市人権啓発・相談センターなどの情報はこちら

大阪市人権啓発・相談
センターホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000095095.html>



大阪市市民局
Facebook

<https://www.facebook.com/osakashi.shiminkyoku/>



KOKOROねっと 読者アンケート

質問 1

この情報誌を、どこで入手されましたか？
(その他の場合は具体的な場所をご記入ください)



1

- | | | | |
|-------------|-----------|-------|---------|
| 1 駅構内 | 2 市役所・区役所 | 3 図書館 | 4 学校、職場 |
| 5 大阪市ホームページ | 6 デジタルブック | | |
| 7 その他() | | | |

質問 2

この情報誌のなかで興味・関心を持った記事はありましたか？
(複数回答可)

2

- | |
|---|
| 1 「障害者差別解消法」の改正で、社会がどのように変わっていくのか、私が考えてみたこと 忍足 亜希子さん(P.1～2) |
| 2 障害者差別解消法について(P.3～4) |
| 3 大阪市からのお知らせ 大阪市人権啓発・相談センター啓発事業、令和5年度人権啓発キャッチコピー入選作品(P.5) |
| 4 大阪市からのお知らせ 人権啓発DVD貸出紹介、本人通知制度について(P.6) |

質問 3

あなたは、人権について関心がありますか？

3

- | | |
|------------|------------|
| 1 関心がある | 2 すこし関心がある |
| 3 あまり関心がない | 4 関心がない |

質問 4

この情報誌を読んで人権への興味・関心がわき、理解に役立ちましたか？

4

- | | |
|---------------|------------|
| 1 とても役に立った | 2 役に立った |
| 3 あまり役に立たなかった | 4 役に立たなかった |

質問 5

今後もこのような情報誌を読んでみたい(発行したほうが良い)と思いますか？

5

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえばそう思う |
| 3 どちらかといえばそう思わない | 4 そう思わない |

質問 6

あなたの年代をお聞かせください。

6

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1 10代 | 2 20代 | 3 30代 |
| 4 40代 | 5 50代 | 6 60代以上 |

質問 7

この情報誌を読んだ感想やご意見、今後掲載してほしい内容やご要望をお書きください。

7

◆今回のKOKOROねっとNo.56は、令和6(2024)年9月発行の予定です。
主な設置・配布場所:市役所・区役所・大阪メトロ駅構内・市立各図書館等

